

安八町告示第90号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年7月23日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年 9月28日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成30年7月23日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年7月13日付で、氏に対して支出した平成27年度安八町消防団ラップ吹奏訓練に係る費用弁償支払額の不足分である21,000円の支出は違法もしくは不当な支出である為、21,000円返還させる為に必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年8月31日付 事務連絡
2. 平成30年7月12日付 安総第373号 平成27年度安八町消防団ラップ吹奏訓練に係る費用弁償支払額の不足分について

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年8月2日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、 氏に対して支出した平成27年度安八町消防団ラッパ吹奏訓練に係る費用弁償支払額の不足分（以下「不足分」という。）である21,000円の支出については、『これまでのラッパ隊員OB及び現役ラッパ隊員の総意によって請求書同様の主張や請求がなされていないにもかかわらず、 氏に対する個別対応による支出は違法若しくは不当な支出であるといわざるをえない。』と主張している。

このことから、 氏に支出された不足分21,000円を返還させるために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求する本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年8月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、8月7日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条第4項の規定に基づき、本件請求に係る公金の支出について平成30年8月13日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

総務課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情

を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) ラップ隊のラップ吹奏訓練に係る費用弁償は過去からの慣例により、1人1回につき1,500円の費用弁償が支払われていた。
- (2) 平成29年8月8日に元町消防団ラップ隊員である■■■■氏から、ラップ隊訓練出動実費弁償の未払い分として21,000円の請求書が町に送付された。
- (3) 町は、平成29年8月31日にこの請求書に対する対応として、■■■■氏を除くこれまでのラップ隊員OB及び現役ラップ隊員から■■■■氏と同様の主張や請求がなされていないという事実は上記慣例に沿った取り扱いが了承されてきたことの何よりの証左であることとして、安八町は請求者に対する個別対応ではなく、これまでのラップ隊員OB及び現役隊員の総意によって請求書同様の主張や請求がなされた場合には対応を検討する旨の書面を■■■■氏に送付した。
- (4) 地方公務員法第3条第3項第5項、法第203条の2第3項及び第4項、法第204条の2、消防組織法第23条並びに安八町消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例第13条第1項の関係法令等を根拠として、平成30年7月13日に■■■■氏に対して、不足分として21,000円を一般会計から支出した。

第6 判断にあたっての関係法令等について

1 地方公務員法第3条第3項第5号

地方公務員の職は、一般職と特別職に分けられ、非常勤の消防団員及び水防団員は特別職に当たる旨が規定されている。

2 法第203条の2第3項及び第4項

非常勤の職員等は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができ、その額並びに支給方法は、条例で定めなければならない旨が規定されている。

3 法第204条の2

普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには非常勤の職員等に支給することができない旨が規定されている。

4 消防組織法第23条

非常勤の消防団員の身分取扱い等について、この法律で定めるほか条例で定める旨規定されている。

5 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条第1項

安八町の消防団員に支給する費用弁償の額について規定されている。

平成29年4月1日より過去においては、訓練等の服務に従事する場合においては1回3,000円の費用弁償が支給される旨が規定されている。

同項は平成29年4月1日に改正されており、改正後、費用弁償の額は3,000円を超えない範囲で町の規則に定めた額を支給すると規定されている。

そして、ラッパ隊の各種訓練に係る費用弁償の支給額については平成29年6月1日に改正された安八町消防団員の費用弁償に関する規則において、1回1,500円と規定されている。

第7 監査の結論

町消防団ラッパ隊のラッパ吹奏訓練に対する費用弁償は、慣例に沿って1回につき1,500円が支払われていた。

請求人は、本件請求に係る■■■■氏への不足分の支払が、消防団OB及び現役ラッパ隊員の総意がないまま支払われたことが違法若しくは不当であると主張しているが、この総意があるか否かが、直接本件請求の費用弁償の支払の違法性若しくは不当性を問うものではない。

『第6 判断にあたっての関係法令等について』をみるに、地方公務員法第3条第3項第5号において、特別職に属する地方公務員として、非常勤の消防団員及び水防団員の職を規定している。

そして、法第203条の2、第204条の2並びに消防組織法第23条において、非常勤の消防団員に対する給与その他の給付並びに報酬及び費用弁償は、法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給されなければならないことが規定されている。そして安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条第1項をみるに、消防団の訓練の際に費用弁償として支払われる額と、ラッパ隊のラッパ吹奏訓練の際に費用弁償として支払われる額が異なることは読み取れず、どちらも1回3,000円の費用弁償がなされるべきである。

つまり、関係法令等に基づいて支出された本件請求の不足分は、違法若しくは不当な公金の支出とは言えない。

このことから、安八町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断する。

よって、本件請求は棄却とする。

第8 監査委員の意見

これまでは、消防団ラッパ隊のラッパ吹奏訓練の費用弁償は慣例に沿って支払われていた。

今後は平成29年4月1日の条例改正と新たに規則が施行されたことを受け、法の趣旨に則った規則の適用と、それに基づいた適切な支出を求めるものである。